

秋田市における宿泊税の導入検討に関するアンケート

回答期限：令和6年9月30日（月）

回答方法：該当する番号を丸で囲むか、又は回答欄に直接ご記入ください。

1 宿泊税を導入した場合の影響等について伺います。

(1) 宿泊税を導入した場合、宿泊者数にどのような影響があると思いますか。

- ① 宿泊者数は増える。
- ② 宿泊者数は減る。
- ③ ほとんど影響はない。
- ④ 宿泊者数に与える影響は、宿泊税を財源として行う観光振興施策の成果によって変動する。
- ⑤ わからない。／何ともいえない。

※回答を選択した理由や、ご意見があれば教えてください。

(2) 宿泊税は、宿泊事業者の皆様に特別徴収義務者となっていましたいただき、宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ徴収した宿泊税の申告や、納入手続が必要になるなど、宿泊事業者の皆様のご協力が必要となる制度であります。

宿泊税を導入するとした場合、宿泊施設としては、どのような懸念や課題がありますか。 ※複数選択可

- ① 宿泊者が減らないか心配だ。
- ② システム改修等の経費負担が心配だ。
- ③ 宿泊税の申告や、納入等の事務負担が心配だ。
- ④ 宿泊者への説明に時間が取られてしまうのが心配だ。
- ⑤ 宿泊税の使途として観光振興施策にしっかり使われるかが心配だ。
- ⑥ その他 ()
- ⑦ わからない。／何ともいえない。

※回答を選択した理由や、ご意見があれば教えてください。

2 宿泊税を導入している自治体を参考に、宿泊税の制度について伺います。

(1) 他都市の宿泊税においては、定額制を採用した上で、宿泊料金により税額が異なる場合があります。このことについて、ご意見をお聞かせください。

- ① 宿泊料金によらず同じ税額の方がよい。

(宿泊料金にかかわらず1泊につき一律200円などの定額制)

- ② 宿泊料金により税額を区分した方がよい。

(宿泊料金が2万円未満は200円、2万円以上は500円などの段階定額制)

- ③ わからない。／何ともいえない。

※回答を選択した理由や、ご意見があれば教えてください。

【参考】1人1泊あたりの宿泊料金に対する税額

京都市	金沢市	福岡市	長崎市
①2万円未満：200円	①2万円未満：200円	①2万円未満：200円	①1万円未満：100円
②2万円以上	②2万円以上：500円	②2万円以上：500円	②1万円以上
5万円未満：500円		(いずれも、うち 県税50円)	2万円未満：200円
③5万円以上：1,000円			③2万円以上：500円

(2) 他都市の宿泊税においては、定率制を採用し、宿泊料金に一定の税率を乗じて算出している場合があります。このことについて、ご意見をお聞かせください。

- ① 定率制がよい。(宿泊料金の2%を宿泊税とするなどの定率制)

- ② 定率制よりも定額制の方がよい。(3(1)の設問を参照)

- ③ わからない。／何ともいえない。

※回答を選択した理由や、ご意見があれば教えてください。

【参考】1人1泊または1部屋1泊または1棟1泊あたりの税率

俱知安町
宿泊料金の2%

(3) 他都市の宿泊税においては、下表のとおり一定額以下の宿泊料金を課税免除とする場合があります。このことについて、ご意見をお聞かせください。

- ① 宿泊料金により課税免除を設けた方がよい。
- ② 宿泊料金により課税免除を設けない方がよい。
- ③ わからない。／何ともいえない。

※回答を選択した理由や、ご意見があれば教えてください。

【参考】課税免除（宿泊料金）

東京都	大阪府	金沢市	※京都市、倶知安町、福岡県、福岡市、北九州市、長崎市は課税免除額（免税点）なし
1人1泊あたりの宿泊料金が1万円未満は非課税	1人1泊あたりの宿泊料金が7千円未満は非課税	1人1泊あたりの宿泊料金が5千円未満は非課税 (R6.10～予定)	

(4) 他都市の宿泊税においては、下表のとおり修学旅行などに参加する学生、引率者を課税免除とする場合があります。このことについて、ご意見をお聞かせください。

- ① 修学旅行等の課税免除を設けた方がよい。
- ② 修学旅行等の課税免除を設けない方がよい。
- ③ わからない。／なんともいえない。

※回答を選択した理由や、ご意見があれば教えてください。

【参考】課税免除（修学旅行等）

京都市	倶知安町	長崎市
・修学旅行その他学校行事への参加者および引率者	・修学旅行その他学校行事への参加者および引率者 ・倶知安町で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生	・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事への参加者および引率者 ・部活動または地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する者および引率者

3 宿泊税について伺います。

(1) 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。※複数選択可

- ① 魅力ある観光コンテンツの創出
(例：ライトアップ等による夜間の魅力創出など)
- ② 本市の持つ歴史・文化などの魅力の磨き上げ
- ③ 観光PRや観光案内所の機能強化
- ④ 宿泊施設等への受入環境整備に対する支援
(例：バリアフリー化、トイレ洋式化、キャッシュレス対応、Wi-Fi環境整備等への補助)
- ⑤ 老朽化した観光施設等の改修
- ⑥ 歴史的建造物の保全
- ⑦ 観光地等の公衆トイレの整備 (例：洋式化やバリアフリー化)
- ⑧ 街中や観光地での多言語案内の整備
- ⑨ 美しい街並みや景観の整備・保持
- ⑩ 閑散期における宿泊助成の導入 (例：割引クーポンなど)
- ⑪ 宿泊業における人材育成・確保の支援

※回答を選択した理由や、その他、ご意見があれば教えてください。

4 宿泊税を導入した場合、必要となる経費等について伺います。

(1) 宿泊税を導入するとした場合、システム改修等の経費は必要になりますか。

- ① 既存のレジシステムの改修が必要となる。
- ② 新たなレジシステムの導入が必要となる。
- ③ パソコンやソフトウェアの購入が必要となる。
- ④ 新たな経費は生じない。
- ⑤ わからない。／何ともいえない。

※回答を選択した理由や、その他、ご意見があれば教えてください。

(2) システムの改修等にかかる経費はどの程度になると考えられますか。

- ① 10万円未満
- ② 10万円以上25万円未満
- ③ 25万円以上50万円未満
- ④ 50万円以上100万円未満
- ⑤ 100万円以上
- ⑥ わからない。／何ともいえない。

※回答を選択した理由や、その他、ご意見があれば教えてください。

(3) 市への申告方法として、eLTAX（地方税の申告等の手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステム）を利用したいと考えますか。

- ① 利用したい。
- ② 利用する予定はない。
- ③ わからない。／何ともいえない。

※回答を選択した理由や、その他、ご意見があれば教えてください。

5 貴施設について伺います。

(1) 施設の種別について教えてください。

- ① ホテル ／ ② 旅館 ／ ③ 簡易宿所（ゲストハウス含む） ／ ④ 民泊

(2) 部屋数について教えてください。

() 室

(3) (2)で回答いただいた部屋数の内訳として、下表の宿泊料金区分ごとの部屋数について教えてください。

また、宿泊料金区分ごとの延べ宿泊者数についても教えてください。

*宿泊料金につきましては、年間もしくは月平均など回答できる範囲でお答えいただきますと幸いです。

宿泊料金区分（1人1泊当たり） ※消費税、入湯税、食事代を除く	左記料金に該当する部屋数	延べ宿泊者数 (令和5年)
5,000円未満	室	人
5,000円以上 10,000円未満	室	人
10,000円以上 20,000円未満	室	人
20,000円以上 30,000円未満	室	人
30,000円以上	室	人
計	室	人

↑(2)の部屋数と一致するようお願いします。

(4) 令和5年の宿泊者のうち、宿泊期間が2週間以上の長期滞在者の実人数および延べ宿泊者数と、その場合の平均的な宿泊料金について教えてください。

長期滞在者の実人数	人
長期滞在者の延べ宿泊者数	人
平均的な宿泊料金	円／1泊

(5) 宿泊費の支払い方法について、おおよそで構いませんので、それぞれの割合について教えてください。

① 現金払	② キャッシュレス 決済	③ 旅行サイト等 での事前決済	④ その他 ()	①～④計
%	%	%	%	100%

6 秋田市への宿泊税導入について、全体を通してご意見等があれば教えてください。

--	--

7 回答いただいた方について教えてください。

回答いただきました内容について、お問い合わせさせていただく場合がありますので、お手数ですが、ご担当者氏名、電話番号、E-mailを教えてください。

施設名	
ご担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

【お問い合わせ先】

秋田市観光文化スポーツ部観光振興課

担当 照井、北嶋、伊藤（和）

電話番号 018-888-5602

E-mail ro-incm@city.akita.lg.jp